

皆さまからいただいた**寄附金**を活用し なごや**文化創造**のための**様々な事業**を展開しています！

— 市民やアーティストによる文化芸術活動の支援・育成 —

— 市民だれもが参加できるワークショップ・公演等を実施 —

支援・育成事業



参加・体験事業



— 優れた舞台芸術を鑑賞する機会を提供 —

— 情報誌の刊行などを通して、様々な文化情報を発信 —

鑑賞事業



市民文化の情報発信



文化基金への**寄附(ふるさと寄附金(納税))と税控除**について

文化基金は条例で設置された名古屋市の基金です。この基金へ寄附された場合、次のような税制上の優遇措置を受けることができます。

個人の場合

確定申告によって、所得税法上の所得控除・地方税法上の税額控除を受けることができます。

下記①②のいずれか低い金額が所得控除の額になります。

所得税(所得控除)

① 寄附金額
- 2千円

または

② [総所得金額等×40%]
- 2千円

個人住民税(税額控除)

下記①②③のいずれか低い金額と④の合計金額が税額控除の額になります。

① [寄附金額 - 2千円]
× 10%

または

② [総所得金額等 × 30%]
× 10%

③ [寄附金額 - 2千円] × [90% - 所得税の税率 × 1.021]

※④の額は個人住民税所得割額の2割が限度額です。

法人の場合

確定申告によって、寄附された金額を法人税法の規定により損金算入することができます。

名古屋市文化基金の詳細および
寄附のお申込みはこちら



インターネットからのクレジット決済もご利用いただけます。
ご不明点は下記までお問い合わせください。

名古屋市民の皆さまはもちろん
他地域にお住まいの方も
ご寄附いただけます

ご寄附に関する
お問い合わせ



名古屋市観光文化交流局文化芸術推進課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

E-mail a3172@kankobunkakoryu.city.nagoya.lg.jp

TEL 052-972-3172 FAX 052-972-4128

公益財団法人 名古屋市文化振興事業団

名古屋市中区栄三丁目18番1号ナディアパーク8階

URL <https://www.bunka758.or.jp/>

TEL 052-249-9390 FAX 052-249-9392